

## 平成29年度第8回流山市通学区域審議会会議録

- 1 日 時 平成30年2月28日(水)  
午後2時～午後3時38分
- 2 場 所 流山市文化会館(中央公民館)3階 講義室
- 3 出席委員 長岡委員、岡村委員、安藤委員、大重委員、田村委員、稲葉委員、宇佐見委員、井田委員、松原委員、小泉委員、近江委員、龍田委員、宮原委員、
- 4 欠席委員 平井委員、石橋委員
- 5 事務局 小澤学校教育部長  
前川学校教育部次長兼学校教育課長  
上原課長補佐、染谷係長、吉川管理主事、川名管理主事、  
下出主事
- 6 議 題
  - (1) 通学区域の設定について  
(小山小学校及び八木北小学校) (答申)
  - (2) 通学区域の設定について  
(新設小学校) (答申)
- 7 傍聴人 2名

<田村会長>

それでは、ただいまから、平成29年度第8回流山市通学区域審議会を開催いたします。

はじめに、小澤学校教育部長から御挨拶をいただきます。

<小澤学校教育部長> (あいさつ)

<田村会長>

ありがとうございました。

会議の成立についてご報告申し上げます。

本日の会議は、委員15名中13名の出席、2名の欠席となっており、委員の半数以上の出席ですので、流山市通学区域審議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に傍聴の方へお願い申し上げます。本審議会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

傍聴者の方には、遵守事項を壁に貼っておりますので、ご理解をいただき、ご協力を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

まず始めに、前回の会議で大重委員から、新川小学校でバス通学が許可された経緯についてのご質問、龍田委員から、新設小学校の通学路についてのご質問、宇佐見委員から通学時間についてのご質問について、事務局から説明があるようです。その後、「小山小学校及び八木北小学校の通学区域の設定について」と「新設小学校の通学区域の設定について」の二つの諮問についての答申をしたいと思います。

それでは事務局お願いします。

<吉川管理主事>

はじめに、大重委員からのご質問で、新川小学校でバス通学が許可された経緯についてですが西初石小学校の開校前は、現在は西初石小学校区である下花輪地区も、新川小学校の通学区域となっていました。

下花輪地区から新川小学校までは距離がかなり遠く、歩道の整備がなかった上に、現在ほどではありませんが交通量が多い状況であったため、児童の登下校における安全の確保をするために導入したものです。西初石小学校開校後は、バス通学が許可された地域として南地区のみとなりましたが、ほとんどの児童が西初石小学校への指定校変更をしており、バス通学をしている児童はおりません。

次に、龍田委員から新設小学校の通学路を地図上に示すことについては資料1をご覧ください。

この通学路につきましては、現在見込まれる交通状況から想定した経路でお示しました。

まず、おおたかの森北口の地域につきましては、都市軸道路の東武アーバンパークラインをくぐるアンダーパスの側道を歩き、東深井・市野谷線のベルク前交差点まで行き、その歩道内を北側に新設小学校へ向かっていただく経路か、おおたかの森駅西口に出ていただき都市軸道路の上部の歩行者専用道路を利用し、東深井・市野谷線のベルク前を出ていただく方法も考えられます。その後西初石5丁目の信号を渡り新設小学校へ向かっていただくようになると思われます。

また、西初石5丁目や市野谷の方々については、東深井・市野谷線の歩道上を歩き新設校へ向かうこととなります。

現在、おおたかの森小学校へ通学している児童については、ベルク前交差点を地域の方々のご支援をいただきながら横断していますが、今後、都市軸道路が流山警察署前道路（大畔美田線）に接続されることにより交通量がどのように変動するのか、どのような流れになるのか等も勘案し、横断する場所について、より安全な箇所を選択する必要があると考えています。

次に、宇佐見委員から北口C街区（赤い部分）から新設小学校まで、児童の足での標準の通学時間を算出した方がよいのでは、というご意見についてですが、運動学の本に書かれている7歳児の標準的な歩く早さは、1分約68メートルということでした。

それを基にしますと、C街区（赤い部分）から新設小学校までは、どこを通るかにもよりますが約25分から30分ということになります。

<田村会長>

事務局からの説明に質問、意見がないようですので答申内容をまとめていきたいと思います。

まず、小山小学校と八木北小学校の通学区域の設定についてまとめたいと思います。教育委員会から諮問を受け、審議会としましては、これまで通学経路や通学距離、学校規模、地域コミュニティを念頭に議論してまいりましたが、その内容をまとめますと、小山小学校については、児童数が急増し、今後、教室の不足が見込まれることから、新設小学校の開校年度に合わせた平成33年度に、隣接する八木北小学校との通学区域の見直しをする。

見直しの内容としては、都市計画道路3・2・25下花輪駒木線、通称都市軸道路を境として、現在小山小学校の通学区域となっている北側区域を八木北

小学校の通学区域に、現在八木北小学校の通学区域となっている南側を小山小学校の通学区域とする。

ただし、児童の友人関係、学校生活及び地域コミュニティ等との連携に配慮して、平成32年度までに小山小学校に入学した児童及びその児童が在籍期間中に入学してくる兄弟、姉妹については、卒業まで小山小学校に通学できることとする。

通学路の安全対策を行うこと。

おおたかの森駅北口C140・C141・C143・C66街区（赤い部分）については、新設小学校の通学区域とする。

児童数については、今後も増加することが見込まれることから、児童・生徒数推計及び想定値を注視し、対策を講じることが必要であることから、この内容も含めて答申としてまとめさせていただければと思います。

<田村会長>

他に答申内容について、何かご意見ありますでしょうか。

<上原課長補佐>

本来、通学区域は地番で標記しておりますが、新市街地地区は、平成31年度に地目変更が見込まれています。

今回の通学区域の変更は平成33年4月からですので、新しい地番で標記する必要があります。

<田村会長>

地番変更が実施された時点で、通学区域の住所表示一覧表を作成し明確にする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

<委 員>

<異議なし>

<田村会長>

小山小学校と八木北小学校の通学区域の設定については、以上の内容で答申したいと思います。

それでは次に、新設小学校の通学区域の設定について、答申をまとめたと思います。

新設小学校については、3つの案とともに諮問を受け、通学距離や通学経路、地域コミュニティに加え、おおたかの森小学校、小山小学校、新設小学校の児童数のバランスを念頭に審議し、最良と考える一つの案を選択しました。その

案について、住民の方々からのご意見や、説明会でいただいたご意見を踏まえたところ、学校間のバランスはもとより、出来る限り、現在の住民の方々への配慮が必要ではないかということで、付帯条件について議論してきました。

その内容としては、おおたかの森小学校の開校の際に、急きょ小山小学校区からおおたかの森小学校区に変更となった駅東口とおおたかの森小学校区の駅南口の商業地域については、引き続きおおたかの森小学校区とするが、おおたかの森小学校の児童数の緩和から、新設小学校の指定校変更許可地域とする。

現在、西初石小学校区の大畔地区は、西初石小学校の指定校変更許可地域とする。

駅北口C140・C141・C143・C66街区（赤い部分）については、平成30年3月31日までに住民登録及び住宅の売買契約をされている世帯については、小山小学校への指定校変更を許可する。

最終学年の6年生は、おおたかの森小学校と新設小学校を選択できる。

通学路の安全対策を行うこと。でありましたが、おおたかの森小学校も小山小学校と同様に、児童数の増加が見込まれることから、小山小学校と八木北小学校の答申と同様に、「児童数は、今後も増加することが見込まれることから、児童・生徒数推計及び想定値を注視し、対策を講じることが必要である。」、ということを追加することでいかがでしょうか。

<委員>

<異議なし>

<田村会長>

他に追加する内容について、何かありますでしょうか。

ないようであれば、新設小学校の通学区域の設定については、以上の内容で答申したいと思います。

それでは、答申案を作成しますので、暫時休憩します。

<休憩>

<田村会長>

会議を再開します。

事務局は答申案を配付し、はじめに、「小山小学校及び八木北小学校の通学区域」について読みあげてください。

<川名管理主事>

<答申案朗読>

<田村会長>

只今、朗読しました答申案でよろしいでしょうか。

<宇佐見委員>

地目変更という言葉は土地の種類を変更する時に使う用語ではないでしょうか。

<上原課長補佐>

後ほど確認し、正しい標記に変更いたします。

(答申文中の「地目変更」→「字及び地番変更」という表記に変更)

<田村会長>

次に「新設小学校」について、事務局読み上げてください。

<上原課長補佐>

<答申案朗読>

(誤字等の軽微な修正について各委員から指摘があり、修正)

<田村会長>

只今、朗読しました答申案でよろしいでしょうか。

<委 員>

<異議なし>

<田村会長>

異議なしとのことですので、これから答申書を準備しますので、暫時休憩します。

<休 憩>

<田村会長>

会議を再開します。答申書を交付します。

(田村会長、後田教育長に答申書の交付)

<後田教育長>

慎重なるご審議、本当にありがとうございました。これまでに皆様からいただいたご意見については会議録を通じて全て確認させていただきました。非常に難しい内容でありましたが、子ども達のために議論を尽くしていただきまして、感謝を申し上げます。

小山小学校及び八木北小学校の通学区域の変更については平成29年5月19日付けで、また、新設小学校の通学区域の設定及び隣接する小山小学校、おたかの森小学校、西初石小学校の通学区域の変更については、平成29年10月31日付で諮問をさせていただいたところであります。

これらの諮問につきまして、これまで度重なる慎重な御審議をいただき、本日、答申をいただきましてありがとうございました。

今後、答申を踏まえて、教育委員会において「流山市立小学校及び中学校通学区域規則」の改正手続きを進めて参りたいと考えております。

結びに、委員のみなさまには、多岐に渡り、そして長時間、また、長期間大変な御協議いただきましたことを、心から感謝申し上げます。

簡単ではありますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

<田村会長>

その他、事務局から何かありますか。

<小澤学校教育部長>

本日は、二つの諮問に対し、答申いただきましてありがとうございました。

現在市では、議会の第1回定例会が行われておりますが、議会冒頭で、市長が平成34年度を目途に新設中学校建設を進めることを表明いたしました。今後、建設地が明らかになりましたら、委員の皆様には、新設中学校の通学区域についてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次回の会議は、平成30年5月以降を予定しています。

また、前会長の残任期間を含めた今年の4月から、審議会の議事進行をいただきました田村会長におかれましては、今年度末をもって東部中学校をご退職されることにより、本日が最後の審議会となりました。

当審議会は、児童生徒や住民の生活に大きな関わりとなる通学区域についてご審議いただいておりますが、特に今年度は、新市街地地区における二つの通学区域について8回に亘る会議を開催し、答申に向けてご尽力いただきました。ここで改めまして田村会長に御礼申し上げます。

それでは田村会長、一言ご挨拶をお願いします。

<田村会長>

当審議会では様々な立場の方がいらっしゃる中で、通学距離や生徒数の問題だけでは通学区域の設定をすることができないというような状況であり、非常に難しい問題もたくさんありますが、委員のみなさまのご協力があって、本日の答申を行うことができました。ありがとうございました。

<田村会長>

それでは本日は、これにて閉会といたします。

長時間にわたり、貴重なご審議、誠にありがとうございました。